



平成 20 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長 川村 治
(コード番号 4767：東証一部)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 木村 元
電話 03-3502-8887

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役(以下「対象者」という。)に対し、ストックオプションとして発行する株式報酬型新株予約権の募集事項を下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は第 29 期定時株主総会の決議に基づき、第 30 期において当時の取締役に対し、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および業績向上への意欲と士気を高めるため、株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権（以下「株式報酬型ストックオプション」という。）を割り当てましたが、平成 20 年 9 月 25 日開催の当社第 32 期株主総会において新たに取締役に選任された者に対しても同様に株式報酬型ストックオプションを割り当てるものであります。

2. 新株予約権発行の要項

(1) 新株予約権の割当を受ける者およびその人数及び割当を受ける新株予約権の数

当社取締役 1 名に対して 300 個を割り当てる。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 30,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されてい

い新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

(3) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は 300 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、(2)に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行の際の払込金額

オプション評価理論に基づく公正な価額とする。ただし、新株予約権の発行にかかる払込金額の払い込みに代えて、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、対象者が当社に対して有する報酬債権と相殺することとするため、金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたり 1 円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 25 年 10 月 1 日から平成 45 年 9 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権を当社内規に定める取締役の定年により退任した日（現在は満 62 歳の誕生日の直後に開催される株主総会の終了日と定められている。）から 2 週間の期間に限り、行使することができる。
- ② 対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益に応じて、下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。

記

当該決算期の営業利益が 3 期前よりも

20 パーセント以上増加した場合	100 パーセント
15 パーセント以上 20 パーセント未満増加した場合	90 パーセント
10 パーセント以上 15 パーセント未満増加した場合	80 パーセント
5 パーセント以上 10 パーセント未満増加した場合	70 パーセント
5 パーセント未満増加した場合	50 パーセント
減少又は何ら増加しなかった場合	0 パーセント

(ただし、新株予約権 1 個未満は 1 の整数倍に切り上げる。)

- ③ 新株予約権の質入その他の処分はできない。
- ④ 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合（対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第 423 条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られな

い。) または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、囑託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。)、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、前号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき

株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(2)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(6)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(6)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

第(8)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

第(7)号に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の譲渡制限

第(10)号に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成20年10月15日

(13) 新株予約権証券の発行の有無

当社は新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

以上